

岩槻新校（仮称）基本計画  
（案）

令和●年●月  
埼玉県教育委員会

## 目 次

1 策定に当たっての基本姿勢	・ ・ ・ ・ ・	1	(3) 生徒募集及び入学者選抜
2 基本的枠組み			(4) 校章、校歌、制服等
(1) 設置場所			8 対象校における教育活動
(2) 課程・学科等			9 教育環境の整備
(3) 開校時の募集人員			10 付随する事項
(4) 開校年度等			(1) 跡地の利活用
3 校名	・ ・ ・ ・ ・	2	(2) 同窓会及び後援会
4 基本理念			(3) 対象校が保管する物品等の保存
(1) 目指す学校			
(2) 育てたい生徒像			
5 教育活動等の基本方針			
(1) 基本姿勢			
(2) 教科指導			
(3) 生徒指導			
(4) 進路指導			
(5) 生徒募集			
6 教育活動等の基本方針の具現化	・ ・ ・ ・ ・	3	
(1) 教科指導			
(2) 生徒指導			
(3) 進路指導			
(4) 生徒募集			
(5) その他			
7 開校準備	・ ・ ・ ・ ・	5	
(1) 施設・設備の整備			
(2) 公文書等の保管及び諸証明書の発行			

魅力ある県立高校づくり第2期実施方策（以下「実施方策」という。）に基づき、次のとおり、岩槻新校（仮称）（以下「新校」という。）を設置する。

## 1 策定に当たっての基本姿勢

岩槻新校（仮称）基本計画の策定に当たっては、教育局職員と岩槻高等学校及び岩槻北陵高等学校（以下「対象校」という。）の教職員により構成する新校基本計画検討委員会において検討するとともに、地元関係者や学校関係者の協力を得て、新校準備委員会を設置し、様々な観点から意見を聴取した。

県教育委員会及び新校においては、聴取した意見を踏まえ、次のとおり、魅力ある県立高校づくりに取り組む。

- (1) 県立高校の再編整備は、中学校卒業生数が減少する中で、県立高校の活性化を進めるための教育行政上の重要施策である。新校の設置に当たっては、対象校の特長を生かし、生徒にとってより良い教育環境の整備に取り組み、特色ある高校づくりを図る。
- (2) 校長は、組織としての機能を十分に発揮して、新校の管理・運営に取り組む。
- (3) 校長をはじめ教職員は、生徒や保護者のニーズに応えられるよう、積極的に教育活動を展開するとともに、地域との連携・協働を進める。

## 2 基本的枠組み

### (1) 設置場所

岩槻高等学校と岩槻北陵高等学校を統合し、新校をさいたま市岩槻区城南1丁目3番38号（現在の岩槻高等学校の場所）に設置する。

### (2) 課程・学科等

全日制課程の普通科及び国際関係に関する学科（国際教養科）の併置校とし、学年制とする。

### (3) 開校時の募集人員

普通科 280人

国際教養科 40人

### (4) 開校年度等

開校は令和8年度とする。

岩槻高等学校の生徒募集は令和7年度入学者選抜まで行い、岩槻北陵高等学校の生徒募集は令和5年度入学者選抜まで行う。なお、令和6年度又は令和7年度に岩槻高等学校へ入学した生徒は、令和8年度から新校の生徒となる。

### 3 校名

県立高等学校の校名は、県議会の議決により「埼玉県学校設置条例」で定められる。県教育委員会は、「埼玉県立高等学校の校名変更の検討基準」に基づき新校の校名案を検討する。

校名案の検討に当たっては、県民や対象校関係者などからアイデアを広く募集するとともに、新校準備委員会において意見等を聴取する。

### 4 基本理念

実施方策に定める新校の基本方針等を踏まえ、次のとおりとする。

#### (1) 目指す学校

ア 地域の伝統産業等を生かした協働的・探究的な学びを通して新しい時代に求められる資質・能力を育成し、生徒一人一人の自己実現を目指す学校

イ 自国の伝統や文化を理解するとともに、国際感覚を身に付け、国際社会に貢献できる人材を育成する学校

ウ 近隣の小・中学校や大学等との連携により、将来を見通した継続性のある創造的な学びを実践し、地域における学びの中心的役割を担う学校

#### (2) 育てたい生徒像

ア 自国や郷土への理解を深め、その魅力を海外に広めるとともに、もてる力を生かして地域の課題解決に貢献できる生徒

イ 豊かな国際感覚や語学力などコミュニケーションに必要な力を備え、グローバルな視点で諸課題を考え解決に向けて行動するとともに、多様な価値観を受容できる生徒

ウ 自ら考え、自ら学び、自ら行動し、積極的に他者と関わろうとする生徒

エ 学校行事をはじめとする課外活動に積極的に取り組み、自主・自律の態度や豊かな心を育もうとする生徒

### 5 教育活動等の基本方針

基本理念に基づき、次のとおり、教育活動等の基本方針を定める。

#### (1) 基本姿勢

新しい時代に求められる資質・能力の育成を目指し、社会に貢献できる人材を輩出するために、主体的・対話的で深い学びの視点から、学習内容の充実を図るとともに、探究的な学習等を通じ、地域をはじめ多様な他者との協働的な学びを実践する。

#### (2) 教科指導

- ア グローバル人材の育成を目指し、教科等横断的な学びを通して、国際感覚や語学力を育成する。
- イ ICTの活用を通して学びを深め、多面的・多角的な学習評価によって生徒が主体的に学びに向かう力を育む。
- ウ 探究的な学びの中で地域の特性や課題への関心を高め、SDGsなどの諸課題の解決に向けて取り組むための資質・能力を育成する。

### (3) 生徒指導

- ア 生徒一人一人の個性を踏まえた指導を通して、規範意識を高め、自らの意志で社会に関わろうとする主体性を育む。
- イ 地域の教育力の活用や学校行事の充実を通して、自己肯定感や自己有用感等を高めるとともに、他者を尊重する態度や豊かな人間性を育む。
- ウ 健全な人間関係の構築を支援するため、相談体制を整える。

### (4) 進路指導

- ア 系統的なキャリア教育及び地域と連携した探究的な学びを通じて、自らの進路を主体的に選択することができるよう、組織的・計画的な進路指導を行う。
- イ 大学進学を中心に、生徒一人一人の進路希望に応じたきめ細かな指導を行うとともに、資格取得を奨励し、学習への動機付けを図る。
- ウ 大学や企業との連携に積極的に取り組み、望ましい勤労観、職業観を確立し、将来を見据えた進路実現を図る。

### (5) 生徒募集

- ア 小・中学生や保護者が関心をもてるよう、地域との協働による探究活動を実践する学校、進学を重視した文武両道の学校であることを広く浸透させる。
- イ 学校の特色や育てたい生徒像を踏まえ、目的意識が高く意欲のある生徒の募集に努める。
- ウ 地域における教育活動を積極的にを行い、生徒の活動を通じ幅広く広報活動を行う。

## 6 教育活動等の基本方針の具現化

教育活動等の基本方針に基づき、今後、次のとおり検討する。

### (1) 教科指導

- ア 基礎・基本の徹底を図るとともに、教科・科目等の枠を超えた横断的な学びを推進し、遠隔学習やフィールドワークなど校内外での活動等の機会を積極的に取り入れる。
- イ 英語の検定試験の受検を推奨し、英語4技能を向上させ、積極的に国際交流を図る。
- ウ 各教科においてICTを積極的に活用し、生徒にとって「わかる・できる」授業を展開することで、生徒の主体性を引き出

し、学習改善を図る。

エ 教員間で学習評価の方法を十分に検討し、生徒に分かりやすく示すことで、生徒の学習意欲や教員の授業力向上につながる。

オ 総合的な探究の時間を通して、地域の歴史や文化を学ぶとともに、様々な機会を捉えてSDGsの実践を目指した取組を行い、主体的・対話的で深い学びを実践する。

カ 社会人に必要な思考力、判断力、表現力等の総合的な学力を育成するため、地域の大学・企業と連携した体験活動等を行う。

## (2) 生徒指導

ア 多様な人々と協働していく中で、生徒が安心して発言し、失敗を恐れずに主体的に行動できるよう配慮した指導を行う。

イ 学校と家庭の連携を図り、基本的な生活習慣や社会に必要なマナー・ルールを遵守する態度を育成する。

ウ 地域のイベント企画やボランティア活動等へ積極的に参加し、貢献することで自己肯定感や自己有用感を高める。

エ 様々な場面で自己決定の機会を用意し、規範意識や自己管理など生徒の自律的な行動を支援する。

オ 教職員一人一人がカウンセリングマインドを身に付け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携するなど、組織的な教育相談体制を確立する。

カ 人権課題に対する正しい理解を深め、学校の教育活動全体を通じて人間尊重の精神を涵養する。

## (3) 進路指導

ア 多様な人材との交流等を通じ、生徒の学びと進路選択を見通しながら一人一人の目標を実現できるキャリア教育を計画的に実施する。

イ 進路担当を中心に教職員が大学等入試制度の研究を進めるとともに、校内の各分掌等の緊密な連携を通して、生徒の進路希望に応じた指導を行う。

ウ 英語をはじめとした様々な資格が取得できる体制を充実させ、多様な進路実現に向けた学習に結び付ける指導を図る。

エ 大学等と連携した専門的な学習活動等を推進する。

オ 地域及び関係諸団体と連携・協働したキャリア教育の充実を図る。

## (4) 生徒募集

ア 出身校訪問や生徒の活躍する場を近隣の小・中学校や市町村にも広げるなど、生徒たちの姿を通して新校の魅力を発信する。

イ 地元中学校との連携や地元小学生との交流に積極的に取り組む。

ウ 課外活動等での交流を通じて中学校の教職員に新校の特色を広め、「行きたい高校」への魅力づくりを行う。

エ 学校の魅力を伝えるために、PR動画の作成、広報紙への掲載などを組み合わせ、県内の市町村教育委員会との連携を通し

て、効果的に情報を発信する。

オ 入学者選抜において、学校の特色や育てたい生徒像を踏まえた選抜基準を設ける。

(5) その他

ア 外国につながる生徒に対する日本語指導を教育課程に組み入れるなど、地域のニーズに応じた教育活動を行う。

イ 指導の充実を目的とした様々な研修を実施して、教職員の資質・能力の向上を図る。

ウ 共生社会の実現に向けた学びの機会を設定し、多様な人々との協働を通して人権感覚の育成を図る。

7 開校準備

(1) 施設・設備の整備

岩槻高等学校の施設・設備の有効活用を基本に、必要な改修や整備に努める。整備期間は令和6年度から令和9年度までの間を目途とする。

対象校の備品等については、原則として、新校が引き継ぐものとし、保管転換の事務や移動作業、配置等については、新校が行う。

(2) 公文書等の保管及び諸証明書の発行

対象校が保管する公文書等については、新校が引き継ぐ。統合後の各種証明書の発行は新校が行う。

(3) 生徒募集及び入学者選抜

生徒募集活動や入学者選抜の事務は、岩槻高等学校が中心となり、岩槻北陵高等学校が全面的に協力して行う。

(4) 校章、校歌、制服等

今後、準備を進める中で対象校が検討する。

8 対象校における教育活動

県教育委員会は、対象校において生徒募集を停止した後にも、在校生に教育上の支障や不利益が生じることがないように配慮する。

9 教育環境の整備

県教育委員会は、県立高校の再編整備を積極的に推進する見地から、教育環境の整備に努める。現行制度に照らしつつ、新校の特色化を進める方向で教職員の人事等を検討するとともに、施設・設備の整備についても必要な予算の確保に努める。

10 付随する事項

(1) 跡地の利活用

岩槻北陵高等学校の設置や管理・運営に当たっては、関係者から多大な協力を頂いてきた。県教育委員会は、これらの経緯を踏まえ、今後、さいたま市などと協議しながら利活用を検討する。

(2) 同窓会及び後援会

今後、対象校の同窓会及び後援会で検討する。

(3) 対象校が保管する物品等の保存

対象校が保管する校旗や卒業記念品、記念誌等の取扱いについては、今後、関係者の意見を伺いながら対象校が検討する。